

第1回大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画関係者会議 議事概要

- 日 時：令和4年8月9日（火）16：00～18：00
- 場 所：国民會館 大ホール
- 出席委員：池田委員、岩田委員、伊東委員、上野委員、佐古委員、ソウマ委員、澤村委員
辻本委員、中島委員、長尾委員、新川委員、藤井委員、松下委員
- 議 事：（1）大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画について
（2）その他

■主な意見：

【ギャンブル等依存症対策を取り巻く状況の変化】

- ・1期計画策定の時と今では全く事情が異なっている。
スマホがギャンブルの場になっていることを認識する必要がある。
- ・ネットを使ったギャンブルが広がっており、対策の検討が必要。
その際、オンラインで買える公営ギャンブルと違法ギャンブルとを分けて考えなければならない。

【ギャンブル等依存症が疑われる人】

- ・国調査では2.2%、府調査では1.3%、ターゲットをどのように捉えるのか。
トリートメントギャップがあり、ギャンブル等依存の方を正確に把握するのは難しいが、そこを考えることが重要。
- ・現在、障がいに苦しんでいる方を支えることを優先すべきではないか。

【基本方針① 普及啓発の強化】

- ・出前授業の内容は、より高校生が興味を持つような内容にした方がいい。
- ・若年層向けの啓発ツールの開発を契機として、教育庁と連携を更に深めてほしい。
- ・精神疾患に関する授業において、生徒にアプローチしていくのも普及啓発の一つ
- ・依存症のことを全く知らない府民もいるので、一般府民向けの広報にも重点を置くべき。
ホームページでは足りない。対策を検討してもらいたい。
- ・当事者の体験談を広げるのが一番の手法であると思う。
- ・犯罪と関連することも多い、弁護士・警察の病気への理解が必要。

【基本方針② 相談支援体制の強化】

- ・SNS やオンラインなどのほか、夜間における体制整備など有職者の方が利用しやすい相談体制の検討が必要。
- ・ギャンブル等依存症は生活障がいを多く伴う。市町村の生活困窮窓口職員や生活保護のケースワーカー、消費生活相談員など、支援を行う方が必要な知識を有することが重要であり、人材養成研修を充実してほしい。
- ・相談したい側が相談できるような体制、時間帯の問題、人員の問題を検討すべき。

【基本方針③ 治療体制の強化】

- ・医療の場では、鑑別し、依存症に苦しむ方にとって良い方向を考えていく。
その場合、自助グループにつなげていくことが欠かせない。自助グループは依存症治療の根幹。

【基本方針④ 切れ目のない回復支援体制】

- ・ギャンブル等依存症に悩む方々が抱える問題は多岐にわたり、解決が難しくなっている。
どのように対応していくのか、具体的な連携の在り方を検討していく必要がある。
- ・普及啓発や治療などに、自助グループをもっと活用してほしい。
ギャンブル等依存症は薬で治療できる病気ではなく、継続的な支援を必要とするもの。
- ・回復するには長い時間を要する。時間軸に沿った支援が必要。
- ・連携体制の不足の原因は、マンパワー、財源の不足であると考える。

【基本方針⑤ 大阪独自の支援体制の構築】

- ・OATIS がどのように当事者や家族の支援につながるのかわかるようにしてほしい。

【その他】

- ・全体像を把握するために、全数調査に匹敵するような調査を実施してはどうか。
- ・計画策定にあたっては、発生予防、進行予防、再発予防の3つの視点が必要。